

I 会員サービス規約

株式会社メディアコネクト（以下「弊社」といいます。）は、以下の会員サービス規約（以下「本規約」といいます。）の条件に従い、弊社が提供する商品の供給ならびにその他のサービス（以下「本サービス」といいます。）を契約者に提供いたします。

第1章 総則

第1条(利用規約の適用)

弊社は、この利用規約を定め、これにより本サービスを提供します。本サービスの利用については、利用規約およびその他の個別規定ならびに追加規定（以下、「個別規定等」といいます。）が適用されます。なお、利用規約と個別規定等との間に齟齬が生じた場合、個別規定等が利用規約に優先して適用されるものとします。

第2条(利用規約の変更)

1. 弊社は、本利用規約を変更する場合があります。この場合、提供条件は、変更後の利用規約によるものとします。
2. 利用規約の変更、本サービスに関する事項その他の重要事項等の契約者に対する通知は、弊社の判断により以下のいずれかの方法で行うものとします。
 - (1) 本サービスの画面上または弊社ホームページ上に掲載することにより行います。この場合、掲載されたときをもって、全ての契約者に対し通知が完了したものとみなします。
 - (2) 本サービス利用契約申し込みの際、またはその後に弊社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛への電子メールの送信により行います。この場合、弊社が契約者へ電子メールを送信したときをもって、契約者に対する通知が完了したものとみなします。
 - (3) 本サービス利用契約申し込みの際、またはその後に弊社に届け出た契約者の住所宛への郵送により行います。この場合、郵便物を契約者の住所に発送したときをもって、契約者に対する通知が完了したものとみなします。
 - (4) その他、弊社が適切と判断する方法で行います。この場合、当該通知の中で弊社が指定したときをもって、当該通知が完了したものとみなします。

第2章 契約

第3条(契約の成立)

1. 本サービス利用契約は、利用希望者が利用規約に同意したうえで弊社の別途定める手続きに従い本サービス利用契約申し込みをし、弊社が当該申込者を利用者として登録した時点をもって成立するものとします。
2. サービス開始日は弊社による物品の初回発送日とし、弊社はサービス開始日を弊社が適当と認める方法で契約者に通知するものとします。

第4条(契約の単位)

弊社は、1の契約者または1の物品発送先ごとに1の本サービス利用契約を締結します。

第5条(契約期間)

- (1) 契約期間は、本サービス利用契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年後の応当日までといたします。
- (2) 契約期間満了に先だって、契約者又は弊社のいずれからも契約変更等の申出がない場合は、本サービス利用契約は契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
- (3) 最低利用期間は 第15条(料金の適用開始の時期)で定める料金の適用開始日より1年後の応当日までといたします。最低利用期間内に、本サービス利用契約が消滅した場合、弊社が定める期日までに解約違約金として別途料金表にて定める額を支払っていただきます。

◆クーリング・オフに関するお知らせ

(法人の契約者および個人の契約者のうち営業のためもしくは営業としてお申し込みいただいた契約者は除きます。)

イ. 契約者が訪問販売または電話勧誘販売で契約された場合、申込書を弊社受付窓口へ送付いただいた日を含めて8日を経過するまでは、書面により無条件で申し込みの撤回または契約の解除を行うこと（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができ、その効力は契約者が書面を発信した時（郵便消印日付など）から発生します。

ロ. この場合、

- ① 契約者は解約違約金および損害賠償の支払いを請求されることはありません。
- ② すでに引渡された商品の引取り費用は弊社が負担します。
- ③ 契約者がすでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。
- ④ 契約者には本サービスを活用して得られた利益に相当する金銭の支払い義務はありません。

ハ. 上記クーリング・オフの行使を妨げるために弊社が不実のことを告げたことにより、契約者が誤認し、または弊社が威迫したことにより、契約者が困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、弊社から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付された日を含めて 8 日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフを行うことができます。

ニ. クーリング・オフを行う場合は、下記連絡先まで必要事項をご記載のうえ書面にてご郵送ください。

名称: 株式会社メディアコネクト

G-MIST問い合わせ窓口

住所: 〒550-0014

大阪府大阪市西区北堀江2-17-15

第6条(本サービスの提供区域)

本サービスは、物品の送付を伴うため、送付が適わないもしくは著しく支障をきたす地域、離島以外の地域において提供します。

第7条(契約申し込みの承諾)

1. 弊社は、本サービス利用契約の申し込みを承諾するときは、第2条(利用規約の変更)に基づき契約申込者に通知します。
2. 弊社は、次の各号の一に該当する場合には、本サービス利用契約の申し込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 本サービス利用契約の申し込みをした者が、その本サービスに係る利用契約を締結している者と同一の者とならない場合。
 - (2) 本サービスを提供することが著しく困難なとき。
 - (3) 本サービス利用契約の申し込みをした者が本サービスの料金または追加購入に関する費用の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
 - (4) 物品取扱および帰属の規定の定め違反する恐れがあるとき。
 - (5) その他弊社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第8条(会員情報の管理)

1. 契約者は、本サービス利用に伴い弊社にて登録、通知された会員IDおよびパスワードの管理および使用に関して責任を負うものとします。
2. 契約者は、会員IDおよびパスワードを第三者に使用させること、譲渡、貸与、売買、開示その他の一切の処分を行ってはならないものとします。
3. 会員IDおよびパスワードの漏えいがあった場合、または第三者によって不正に使用されていることが判明した場合には、契約者は、直ちに弊社に連絡するとともに

に、弊社からの指示がある場合はこれに従うものとします。

4.会員IDおよびパスワードの不適切な管理、第三者による使用などに起因して契約者に損害が生じた場合、当該損害については、弊社の責任による場合を除き、契約者自らが責任を負うものとします。

第9条(契約者が行う通知手続き)

契約者は本サービスに関する事項その他の重要事項等の弊社に対する通知は(以下「所定の手続き方法」といいます)、契約者の判断により以下のいずれかの方法で行うものとします。

- (1) 本サービスの会員管理画面上に格納される各種書面を印刷記載し、弊社へ郵送し弊社が受領したときをもって弊社に対する通知のみならず各種依頼の申請が完了したものとみなします。
- (2) 本サービス利用契約申し込みの際、またはその後に弊社に届け出た契約者の電子メールアドレスより弊社宛への電子メールの送信により弊社へ通知を行います。この場合、弊社が契約者からの電子メールを受信したときをもって、弊社に対する通知が完了したものとみなします。おって必要な手順を弊社より通知いたします。
- (3) 本サービス利用契約申し込みの際、またはその後に弊社に届け出た契約者の住所宛からの郵送により行います。この場合、郵便物を弊社が受領したときをもって、弊社に対する通知が完了したものとみなします。おって必要な手順を弊社より通知いたします。

第10条(契約の変更)

- 1.契約者は、弊社が別に定めるところにより、本サービス利用契約の品目内容の変更の請求をすることができます。
- 2.契約者は、第6条(本サービスの提供区域)に定める区域内に限り、物品の移転登録を請求することができます。
- 3.弊社は前項の請求があったときは、第7条(契約申し込みの承諾)の定めに基づいて取り扱います。
- 4.契約者は、本サービス利用契約の申し込みの際弊社に通知した情報に変更がある場合は、弊社所定の手続き方法により、遅滞なく弊社に届け出るものとします。
- 5.契約者は、婚姻による姓の変更等、弊社が承諾した場合を除き、弊社に届け出た氏名を変更することはできないものとします。
- 6.契約者が契約内容の変更を申し出た場合、弊社は、契約者に対しその申し出に関する事実を証明する書類の提示を求めることがあります。
- 7.契約者による前各項の届け出がなかったことで、契約者が不利益を被ったとしても、弊社は一切その責任を負いません。
- 8.契約者死亡に伴い契約者名義を変更する場合原則として契約者死亡時より半年以内のお申し出が必要となります。
- 9.変更の受付は25日を締め日とし、第9条(契約者が行う通知手続き)に伴う基準にて反映するものとします。但しその他別段の定めがある場合はその定めを優先とします。

第11条(契約者が行う本サービス利用契約の解除)

1.物品受領前

- 1)契約者は、あらかじめ弊社に弊社所定の手続き方法により通知して、本サービス利用契約申込の解除をすることができます。
- 2)利用契約申込の解除の受付は第3条(契約の成立)におけるサービス開始日を基準に前後8日とし、第9条(契約者が行う通知手続き)に伴う基準にて反映するものとします。また発送手続きが完了している場合は、お受取の拒否をお願いいたします。
- 3) 発送手続きが完了しており、且つ物品を受領された場合は引き渡し済みと認識いたしますので、前号の日程の範囲内にて至急弊社へご連絡の上、速やかに返品いただきます。場合によっては第17条第3項記載の解約違約金、また別途料金プラン記載の機器損害金(以下、「弁済金」といいます。)をお支払いいただく事になりますのでくれぐれもご注意下さいませ。

2.物品利用後

- 1)契約者は、あらかじめ弊社に弊社所定の手続き方法により通知して、本サービス利用契約を解除することができます。
- 2)解除の受付は20日を締め日とし、第9条(契約者が行う通知手続き)に伴う基準にて反映するものとします。

第12条(契約者の地位の承継)

- 1.相続または法人の合併もしくは分割により、契約者の地位の承継があったときは、相続人または契約者の地位を承継した法人は、弊社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、弊社に届け出ていただきます。
- 2.前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を弊社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- 3.弊社は、前項の定めによる代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を任意に選択し、その1人を代表者として取り扱います。

第13条(権利の譲渡等禁止)

契約者は、弊社の書面による事前の承諾なく、利用契約上の地位または本規約に基づく権利もしくは義務を第三者に譲渡、使用許諾、売却または契約者として有する権利に対する質権の設定等担保に供する行為を行ってはならないものとします。

第3章 料金等

第14条(料金および手続きに関する費用)

1. 弊社が提供する本サービス料金は、利用料金、手続きに関する料金等とし、別紙料金表に定めるところによります。
 - (1).クレジットカードによるお支払の場合、契約者は本人名義のクレジットカードのみを使用するものとし、クレジットカード会社との間で別途契約する条件に従うものとします。なお、契約者と当該クレジットカード会社その他の第三者との間で紛争が発生した場合、弊社の責任による場合を除き、当該当事者双方で解決するものとし、弊社は一切責任を負わないものとします。利用料金は当該クレジットカード会社の契約者規約において定められた振替日に契約者指定の口座から引き落とされるものとします。
 - (2).振込用紙によるお支払い方法を選択された場合、利用料金は物品到着後、お支払い期間内に支払うものとします。
 - (3).口座振替によるお支払いの場合、利用料金の振替日は弊社が取り決めた日とします。
2. 弊社が貸与した物品を紛失、破損した場合およびその他の理由により弊社に返還しない場合の弁済金は、別紙料金表に定めるところによります。

第15条(料金の適用開始の時期)

弊社は料金の適用開始の時期について、第3条第2項で述べた、弊社が本サービスの提供を開始した日と同一とし、これをもって料金の適用開始日といたします。

第16条(利用料金等の支払い義務)

1. 契約者は、弊社が本サービスの提供を開始した日から起算して、本サービス利用契約の終了日までの期間について、別紙料金表に定める利用料金の支払いを要します。日割計算は行いませんのでご了承願います。

2. 契約者は、本サービスを利用できなかった期間が存した場合であっても、次の場合を除き、当該期間に対応する利用料金を支払っていただきます。

区分	支払いをしない料金
契約者の責めによらない理由により、本サービスが全く利用できない状態が生じた場合、そのことを弊社が知った時刻から起算して、24時間以降その状態が継続した場合	そのことを弊社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります)について24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスについての利用料金
弊社の故意または重大な過失により本サービスを全く利用できない状態が生じたとき	そのことを弊社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその本サービスについての料金

第17条(手数料等)

1. 弊社は、契約者からの申出があった場合は、契約者に係る請求書(クレジットカードによるお支払いの方は利用明細書)、領収書(口座振替によるお支払いの方のみ)および期間を通じての支払証明書(最大1年)を書面にて発行いたします。

2. 1.の書面を発行する場合は、次の発行手数料をお支払いいただきます。発行手数料について支払を要する額は、発行手数料に消費税および地方消費税相当額を加算した額といたします。

手数料名		金額(税抜)
発行手数料	請求書、利用明細書、領収書	1通につき300円
	支払い証明書	1通につき1,000円

3. 第5条で定める最低利用期間内に、本サービス利用契約が終了した場合(ただし弊社が本サービスを終了させた場合は除く)には、弊社が定める期日までに、「IV 料金表」の「解約金」欄記載の額の解約違約金(以下「解約違約金」といいます。)を支払っていただきます。解約違約金について支払を要する額は、解約違約金に消費税および地方消費税相当額を加算した額といたします。

第18条(割増金)

契約者は、料金または追加購入に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

第19条(延滞利息)

契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。))について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年14.5%の割合(閏年も365日として計算するものとします。)で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

第20条(債権の譲渡および譲受)

1. 契約者は、月額利用料等本サービスまたはその他弊社が契約者に対して有する債権を弊社が指定する譲渡先に譲渡することをあらかじめ承認するものとします。この場合、弊社は、契約者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。
2. 契約者は、本サービスを提供する弊社以外の事業者(弊社が別に定める者に限ります。以下この条において同じとします。)の規約等に定めるところにより弊社に譲り渡すこととされた当該事業者の債権を譲り受け、弊社が請求することをあらかじめ承認するものとします。この場合、本サービスを提供する事業者および弊社は、契約者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。
3. 前項の場合において、弊社は、譲り受けた債権を弊社が提供する本サービスの料金とみなして取り扱います。
4. 契約者は、契約者が前項定めにより弊社が譲り受けた債権に係る債務を弊社が定める支払期日までに支払わないとき(料金その他の債務に係る債権について、本条1項の定めにより同条に定める事業者に譲渡することとなった場合は、その事業者を支払わないときとします。))は、弊社がその料金の支払いがない旨等を、弊社に債権を譲り渡した事業者に通知する場合があることを予め了承するものとします。

第21条(サービスの停止・中断)

弊社は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約者に事前に通知せず、本サービスの全部または一部の提供を停止・中断することができるものとします。この場合、弊社の責任による場合を除き、契約者に生じた損害について、弊社は一切責任を負わないものとします。

- (1)本サービスに関するシステムの定期保守および緊急保守のために必要な場合
- (2)天災地変、戦争、停電、通信障害、第三者による妨害行為などの不可抗力により、本サービスの運用・提供が困難になった場合
- (3)お届け先不明等で注文時のご住所に商品をお届けできない場合
- (4)商品の欠品、終売等のやむを得ない事情により、本サービスの提供が困難になった場合
- (5)その他、弊社が本サービスの運営上、停止・中断することが必要と判断した場合

第4章 解除等

第22条(弊社が行う本サービス利用契約の解除)

1. 弊社は、次の場合には、本サービス利用契約の解除事由を契約者に通知した上で解除することがあります。

- (1)契約者の名義変更、地位の承継があったとき。
 - (2)弊社が定める期日までに物件の受取を完了できないとき。
 - (3)契約者の死亡について弊社に届出があり、弊社がその事実を確認したとき。
2. 弊社は、契約者において、破産、民事再生または会社更生の申立てその他これに類する事由が生じたことを知ったときは、本サービス利用契約を解除することがあります。
3. 弊社は、前3項の定めにより本サービス利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
4. 本条第1項乃至第3項の定めに従って本サービス利用契約が解除された場合に契約者に損害が生じた場合でも、弊社は一切責任を負わないものとし、契約者はこれを承諾します。
5. 弊社は契約者が次の各号のいずれかに該当した場合、契約者に何らの通知または催告をすることなく、本サービスの提供の終了、会員資格の取消し、弊社商品の売買契約およびサービスの利用その他の本サービスに関する契約の解除について、その全てまたはいずれかを行うことができるものとします。
- (1)個別規定等に違反した場合
 - (2)本サービスの利用に関して不正行為または第27条に定める行為を行った場合

- (3)本サービスに関する商品代金等の支払債務の履行遅滞その他の不履行があった場合
- (4)支払い能力に問題があると認められる事項が判明した場合
- (5)反社会的勢力またはそのおそれのある団体等に所属することが判明した場合

第5章 一般条項

第23条(個人情報の利用)

弊社は、契約者からお預かりする個人情報を、別途定める「プライバシー・ポリシー」に基づき適切に取り扱うものとします。

第24条(著作権等)

- 1.本サービスに関する各コンテンツの著作権その他の知的財産権は、弊社または各コンテンツの提供者に帰属します。
- 2.契約者は、本サービスを通じて提供される著作物その他の弊社または各コンテンツの提供者が権利を有するいかなる物についても、弊社または各コンテンツの提供者の許諾を得ることなく著作権法その他の法律で認められる範囲を超えて利用することはできないものとします。

第25条(権利の帰属)

本サービスを通じて、契約者が弊社に対して提供した手紙、絵画、写真、記事、メッセージその他一切に関する著作権(著作権法第27条および第28条に定める権利を含む)その他一切の権利を弊社に譲渡するものとし、弊社または弊社の業務提携先はそれらを自由に複製、改変、編集、送信その他一切の利用または処分をすることができるものとします。契約者はこれらの権利に関する著作権人格権を弊社および第三者に対して行使しないものとします。

第26条(禁止事項)

- 1.契約者は次の事項を行ってはならないものとします。
 - (1)虚偽の内容による注文、または利用登録の際に虚偽の登録内容を申請する行為
 - (2)本サービスの運営を妨げる行為、その他本サービスに支障をきたすおそれのある一切の行為
 - (3)他の契約者その他の第三者の迷惑となる行為または弊社の営業を妨害する行為
 - (4)商標権、著作権、プライバシーその他の権利を侵害する行為またはそれらのおそれのある行為
 - (5)会員IDおよびパスワードを不正に使用する行為
 - (6)クレジットカードを不正使用して本サービスを利用する行為
 - (7)コンピューターウイルス等の有害なプログラムを弊社もしくは第三者に送信し、または流布する行為
 - (8)返品または交換を繰り返し弊社に損害を与える行為
 - (9)弊社の商品の転売など営利を目的とした注文または申し込み行為
 - (10)法令もしくは本規約に違反する行為、公序良俗に反する行為またはそれらのおそれのある行為
 - (11)その他、弊社が不適切と判断する行為
- 2.契約者の前項の禁止行為により弊社または第三者が損害を受けた場合には、当該契約者は、弊社または第三者が被った損害について損害賠償の義務を負うものとします。その場合、当該契約者が弊社に対して負う損害賠償義務には、弊社がその対応に要した合理的な費用(弁護士等の報酬を含む)も含まれます。また、弊社が当該契約者に代わって当該第三者が被った損害を補填した場合には、当該契約者は、弊社に対し、求償義務を負うものとします。

第27条 免責事項

- 1.弊社は、商品のお届けについて、契約者に指示された送付先に指示された商品を配送することにより、その義務を果たしたものとします。
- 2.本サービスにおいて弊社が契約者に対して通知義務を負う場合、契約者が登録している契約者のご住所ならびにお電話番号またはメールアドレスのいずれかへ通知を発信することにより、その義務を果たしたものとします。契約者が契約者のご住所お電話番号またはメールアドレスを弊社の指定する方法に従って登録しなかったことにより、当該通知が契約者に到達しなかったことにより契約者に生じた損害について、弊社の責任による場合を除き、一切責任を負わないものとします。
- 3.弊社は、天災による着荷遅延、罹災・羅漢による商品の未受領、通信回線またはコンピューター等の障害による本サービスの中断、遅延、中止、データの消失、データへの不正アクセスにより契約者に生じた損害について、弊社の責任による場合を除き、一切責任を負わないものとします。
- 4.契約者が、本サービスの利用により、他の契約者または第三者に対して損害を与えた場合、弊社の責任による場合を除き、当該契約者の責任と費用をもってこれを解決するものとし、弊社は一切責任を負わないものとします。
- 5.弊社が本サービスに関連して弊社の責めに帰すべき事由により契約者に損害を与えた場合における損害賠償義務の範囲は、弊社が契約者から本サービスに関連して受領した料金の総額を上限とし、かつ本サービスの利用により契約者に直接的に生じた通常損害(付随的損害、特別損害、逸失利益、その他間接的に発生した損害については、それらの予見または予見可能性の有無にかかわらず含まない)に限定されるものとします。ただし、当該損害の発生が弊社の故意または重大過失に起因する場合はこの限りではありません。

第28条 本サービスの変更および終了等

- 1.弊社は、弊社が必要であると判断した場合、契約者に事前に告知することなく、本サービスの内容、本規約を変更することができます。変更事項は、弊社の指定する告知媒体等合理的な方法により、契約者へ告知します。
- 2.弊社は、弊社の都合により本サービスを終了することがあります。この場合、弊社は、弊社の指定する告知媒体等合理的な方法により、契約者へ事前に告知します。
- 3.弊社は、前各項に定める変更または終了により契約者に生じた損害について、弊社の責任による場合を除き、一切責任を負いません。

第29条 準拠法

本規約は日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈されるものとします。

第30条 協議事項および合意管轄

- 1.弊社と契約者との間で問題が生じた場合には、双方誠意をもって協議し、これを解決するものとします。
- 2.前項の規定にかかわらず、本規約の履行または解釈に関し紛争が生じたときは、弊社の本店所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

制定日 2019年11月01日

改訂 2019年12月19日

改訂 2020年 3月 1日 適用

Ⅱ 貸与等提供物品規約

株式会社メディアコネクト(以下「弊社」といいます)は、以下の貸与等提供物品規約(以下「本規約」といいます)の条件に従い、弊社が提供する商品の取扱(以下「本取扱」といいます)を規定いたします。

第1条(規約の適用)

弊社は、この本規約を定め、これにより本取扱を規定します。本取扱の利用については、本規約およびその他の個別規定ならびに追加規定(以下、個別規定ならびに追加規程をあわせて「物品個別規定等」といいます。)が適用されます。なお、本規約と物品個別規定等との間に齟齬が生じた場合、物品個別規定等が本規約に優先して適用されるものとします。

第2条(本規約の変更)

1. 弊社は、本規約を変更する場合があります。この場合、提供条件は、変更後の本規約によるものとします。
2. 本規約の変更、本取扱に関する事項その他の重要事項等の契約者に対する通知は、弊社の判断により以下のいずれかの方法で行うものとします。
 - (1) 本取扱の画面上または弊社ホームページ上に掲載することにより行います。この場合、掲載されたときをもって、全ての契約者に対し通知が完了したものとみなします。
 - (2) 本取扱利用契約申し込みの際、またはその後に弊社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛への電子メールの送信により行います。この場合、弊社が契約者へ電子メールを送信したときをもって、契約者に対する通知が完了したものとみなします。
 - (3) 本取扱利用契約申し込みの際、またはその後に弊社に届け出た契約者の住所宛への郵送により行います。この場合、郵便物を契約者の住所に発送したときをもって、契約者に対する通知が完了したものとみなします。
 - (4) その他、弊社が適切と判断する方法で行います。この場合、当該通知の中で弊社が指定したときをもって、当該通知が完了したものとみなします。

第3条(提供物品)

弊社は契約者に対し、サービス会員規約に準拠した会員登録証記載の機器(以下、「提供物品」といいます。)を貸与提供し契約者はこれを借用します。

第4条(消耗物品)

弊社は契約者に対し、サービス会員規約に準拠した会員登録証記載の液体(以下、「消耗物品」といいます。)を提供し契約者はこれを利用します。前条と併せ、弊社はこれらを物品と総称します。

第5条(追加購入)

1. 消耗物品の単独追加購入が可能であり、料金は別途料金表に定めるものとします。
2. 支払についてはサービス会員規約に準ずるものとし、発送翌月の請求に合算して決済とさせていただきます。
3. 送料は一部地域を除き原則発送者負担となります。但し、不良品交換時は着払いにてご返還をお願い致します。

第5条(物品の引渡し)

- 1) 契約申込、電話確認、会員証の原本送付全てが揃い、基準日を迎えた時点で速やかに物品を発送し、受領をもって引渡しとします。一部地域を除き送料は原則弊社が負担いたします。但し、契約者の事情(長期不在の保管期限切れ等)で物件が弊社に返還された場合、再発送の送料は契約者の負担となります。なお、物品の発送先は、お申込時届出住所に限りです。また、返還された日から5 営業日以内に連絡なく再出荷の注文がなければ自動的に契約解除がなされます。

発送基準日

契約申込日	発送基準日※1.2.3
6日～15日	同月20日発送
16日～25日	同月末日発送
26日～翌5日	翌月10日発送

※1. 契約締結後の定期発送につきましても同様の基準日となります

※2. 発送基準日が土日祝にあたる場合は翌営業日の対応となります。

※3. お申込の際の発送先の変更につきましては、前営業日16時までが受付期限になります。

- 2) 契約者が弊社からの引渡しを受けた場合、物品は契約者に引渡されたものとします。

- 3) 契約者が弊社に対して、物品の引渡しを受けた後48 時間以内に物品の性能の欠陥につき書面による通知をしなかった場合、物品は通常の性能を備えた状態で契約者に引渡されたものとします。

第6条(担保責任)

弊社は契約者に対して、引渡しにおいて物品が正常な性能を備えていることのみを担保し、契約者の使用目的への適合性については担保しません。

第7条(担保責任の範囲)

- 1) 契約期間中、契約者の責によらない事由により生じた性能の欠陥により提供物品が正常に作動しない場合は、弊社は提供物品を速やかに交換し、又は速やかに修理します。但し、本条項による対応回数の上限は1年間につき1度までの適用といたします。
- 2) 契約期間中、契約者の責による事由により生じた性能の欠陥により提供物品が正常に作動しない場合は、弊社にその旨通知し修理のご請求をお願い致します。消耗品金額並びに修理工賃につきましては別紙料金表に定めるところによります。
- 3) 前1項乃至2項において、契約者ならびに弊社いずれの責任が明白でない場合、契約期間中に契約者は文章、書面をもって弊社に届け出、両者合意の結果以外の苦情、申し入れ等を弊社は受け付けません。
- 4) 弊社は前項に定める以外の責任を負いません。

第8条(物品の使用、保管)

- 1) 契約者は物品を善良な管理者の注意をもって使用中保管し、これらに要する消耗品及び費用を負担します。ただし、消耗物品はこの限りではなく、契約期間中に限り、所定の個数(別途料金表参照)を弊社が提供します。契約者は物品をその本来の使用目的以外に使用してはいけません。
- 2) 契約者は弊社の書面による承諾を得ないで物品の譲渡、転貸及び改造をしてはいけません。また契約者は物品を分解、修理、調整また、貼付された弊社の所有権を明示する標識、調整済みの標識等を除去し、汚染してはいけません。
- 3) 契約者が物品を登録申請書記載の場所以外で使用する場合には、弊社の指定する書類などの提出及び、弊社の書面による承諾を得るものとします。
- 4) 弊社又は契約者の同意する弊社の代理人は、いつでも物品をその設置場所で点検することができます。

第9条(物品の使用管理義務違反)

物品が契約者の責による事由に基づき滅失、損傷した場合、又は契約者が弊社の物品に対する所有権を侵害した場合は、契約者は弊社に対して、滅失した物品の再購入代金、損傷した物品の修理代金又は所有権の侵害によって弊社が被った一切の損害額を弁済するものとします。

第10条(履行遅滞等)

- 1) 契約者が会員サービス規約における契約の解除事由に該当した場合、原則として弊社は契約者に対して物品の返還を請求することができます。
- 2) 前項に基づき弊社が物品の引取りを行なう場合、弊社又は弊社の正当な代理人は、いつでも物品の所在する場所に立入り、これを搬出し、引取ることができます。
- 3) 弊社によって前項の処置がとられた場合でも、物品に基づくその他の契約者の義務は何ら免除されません。
- 4) 契約に基づく契約者の義務の不履行に関する一切費用は、契約者の負担とします。

第11条(提供物品の返還請求)

- 1) 提供物品返還の場合、必ず会員ID(お客様番号)を送付伝票の品名に記載願います。記載無き場合、回収確認が取れず弁済金のご請求をする事になりますのでくれぐれもご注意下さい。これは契約解除に伴う場合だけでなく、第7条(担保責任)に伴う返還の場合も適用されるものとします。

返品解約時物件返還先

名称: ユニトライク株式会社

住所: 〒950-2063

新潟県新潟市西区寺尾台2-4-46 寺尾シティ7号

第12条(提供物品の返還遅延の損害金)

契約者が弊社に対して物件の返還をなすべき場合、その返還を遅延したときは、返還に至るまで契約時月額料金の倍額の金額の返還遅延損害金を支払うものとします。

第13条(物品の国外使用)

契約者は、物件を日本国内においてのみ使用するものとします。

第14条(ソフトウェアの複製等の禁止)

契約者は物件の一部を構成するソフトウェアがある場合、それらソフトウェアに関して次の行為を行うことはできません。

- 1) 有償、無償に関わらずソフトウェアを第三者へ譲渡し、又は使用権設定を行うこと。
- 2) ソフトウェアを複製すること。
- 3) ソフトウェアを変更し、又は改作すること。

第15条(情報)

契約者により弊社に返還された物件の内部に記録されているいかなる情報についても、契約者は弊社に対し、返還、修復、削除、賠償などの請求をしません。

第16条(物品発送による費用負担)

1. 物品の配送に係る費用については原則発送者負担とする。但し、本規約にて費用負担が明記されている場合は本規約参照項目の適用を優先するものとする。
2. 初期不良による性能欠陥通知に伴う交換時は、事業者負担としての返品交換を可能とするものとする。
3. 北海道地域及び沖縄本土を含む離島へ物品を弊社より発送する場合についての送料は契約者が負担するものとする。

第17条(特記事項)

- 1) 本取扱の各条項に定めていない事項又は本取扱の各条項と異なる取決については、その都度、弊社が定めるところによります。

制定日 2019年11月01日

改訂 2019年12月19日

改訂 2020年 3月 1日 適用

Ⅲ Gミスト取扱注意事項

○特徴

水と塩、二酸化炭素から生まれた弱酸性の除菌・消臭剤。
人体に無害なため、赤ちゃん用品やペット用品にもお使いいただけます。

○使用方法

原液のまま専用機器にて希釈せずにご使用ください。

○使用上の注意

- ・小児の手の届かないところに保管してください。
- ・他の製品との併用は避け、必ず単独で使用してください。
- ・本品は金属・樹脂・ゴム等を変質させる可能性があるため、使用後は水拭きしてください。
- ・用途以外に使用しないでください。
- ・シミ・変色などの心配があるものは、目立たない部分で必ずお試しの上ご使用ください。

○成分

次亜塩素酸水

○消費期限

製品製造日より1年もしくは開封より6カ月

○保存方法

- ・高温および直射日光を避け、冷暗所に密栓して保管してください。
- ・消費期限は本製品の効果が十分に発揮できる期間となります。
- ・保管状態によっては期間内であっても十分な効果が得られない場合がございます。

○用途

- ・専用超音波噴霧器による空中噴霧
- ・専用ディスペンサーによる噴霧
- ・専用スプレーボトルによる散布

○製造元

ユニトライク株式会社
〒950-2063 新潟県新潟市西区寺尾台2-4-46 寺尾シティ7号
Gミスト(特許取得 第6230079号)

IV-1 料金表(提供物品あり)

ディスペンサープラン

機器台数	月額料金	液体発送個数
3台	3,400円	20L年間1個
4台	4,400円	
5台	5,400円	
6台	6,400円	20L年間2個
7台	7,400円	
8台	8,400円	
9台	9,400円	20L年間3個
10台	10,400円	
11台	11,400円	

噴霧器プラン

機器台数	月額料金	液体発送個数
1台	5,000円	20L年間2個
2台	10,000円	20L年間4個
3台	15,000円	20L年間6個
4台	20,000円	20L年間8個
5台	25,000円	20L年間10個
6台	30,000円	20L年間12個

ペット用ディスペンサープラン

機器台数	月額料金	液体発送個数
1台	2,000円	10L年間1個
2台	4,000円	10L年間1個
3台	6,000円	10L年間1個
4台	8,000円	10L年間1個
5台	10,000円	10L年間1個
6台	12,000円	10L年間1個

ペット用噴霧器プラン

機器台数	月額料金	液体発送個数
1台	6,500円	20L年間2個
2台	13,000円	20L年間4個
3台	19,500円	20L年間6個
4台	26,000円	20L年間8個
5台	32,500円	20L年間10個
6台	39,000円	20L年間12個

※液体の定期発送は半年に1回となります。

解約金

プラン	6カ月以内	6カ月以降	更新月
ディスペンサープラン(1台辺り)	7,000円	3,000円	12ヶ月
噴霧器プラン	32,000円	12,000円	12ヶ月
ペット用ディスペンサープラン	12,000円	8,000円	12ヶ月
ペット用噴霧器プラン	35,000円	15,000円	12ヶ月

※各プラン共1台ごとの解約に置いて解約金が発生いたします。

※更新月の期間中1ヶ月は解約金発の発生は致しません。

※上記月数は発送月を1ヶ月目としての経過月数となります。

※ディスペンサープランは1台当たりの解約金となります。ディスペンサープランをすべて解約される場合ご契約台数分の解約金が発生いたします。

機器損害金(弁済金)

プラン	金額
ディスペンサープラン(1台辺り)	3,000円
噴霧器プラン	9,000円
ペット用ディスペンサープラン	3,000円
ペット用噴霧器プラン	9,000円

※加入時に提供された機器に関して返還が必要となります。解約月の翌月末までに機器の返還が確認できない場合もしくは著しく汚損している場合は機器費用として弁済金を請求致します。

※ディスペンサープランは1台当たりの弁済金となります。返還の確認状況により必要台数分の弁済金が発生いたします。

専用液追加購入金額

プラン名	液体量	金額
ディスペンサープラン	20L	12,000円
噴霧器プラン	20L	7,000円
ペット用ディスペンサープラン	10L	9,600円
ペット用噴霧器	20L	15,400円

※発送後に追加注文のキャンセルを受け付けが出来かねる場合がございますので予めご了承ください。

※追加購入の費用は発送月の翌月に月額料金と併せてご請求致します。

消耗・修理品金額

対象機器名	消耗品名	金額
超音波噴霧器	水槽	4,500円
超音波噴霧器	超音波ユニット	3,600円
超音波噴霧器	振動子	900円

超音波噴霧器	シリコンカバー	500円
超音波噴霧器	ファン	3,000円
超音波噴霧器	タンクのみ(単品)	6,500円
超音波噴霧器	パッキン	150円
超音波噴霧器	電源基盤	4,500円
超音波噴霧器	操作スイッチ1個	150円
超音波噴霧器	フロートスイッチ	3,000円
超音波噴霧器	吹き出し口のみ(単品)	900円
超音波噴霧器	タンクキャップのみ(単品)	1,200円
ディスペンサー	タンク(吹出口+ノズル+タンク)	1,800円
便座クリーナー	タンク(ノズル+タンク)	1,000円

※別途修理工賃がかかります。(内容により変動するため、要見積りとさせていただきますので予めご了承ください。)

※追加消耗品ならびに修理費用につきましてリフレッシュ品発送月の翌月に月額料金と併せてご請求致します。

その他手数料

項目	金額
初回登録事務手数料	3,000円
請求書発行手数料	300円
料金明細書発行手数料	300円
領収書発行手数料	300円
支払証明書発行手数料	1,000円

決済手数料

支払方法	金額
クレジットカード	0円
口座振替	300円
窓口払い	500円
口座振込	※1

※1やむを得ない理由により振込により支払う場合は、振込手数料は契約者が支払うものとします。

IV-2 料金表(消耗物品のみ)

プラン料金

プラン名称	液体発送個数	消耗物品	月額料金
プランA	20L年間3個	Gミスト50	2,400円
		Gミスト100	3,600円
		Gミストキッチン	3,900円
プランB	20L年間6個	Gミスト50	4,200円
		Gミスト100	6,500円
		Gミストキッチン	6,800円
プランC	20L年間12個	Gミスト50	7,700円
		Gミスト100	12,400円
		Gミストキッチン	12,700円

専用液追加購入金額

プラン名称	消耗物品	金額
プランA	Gミスト50	9,600円
	Gミスト100	14,400円
	Gミストキッチン	14,700円
プランB	Gミスト50	8,400円
	Gミスト100	13,000円
	Gミストキッチン	13,300円
プランC	Gミスト50	7,700円
	Gミスト100	12,400円
	Gミストキッチン	12,700円

※発送後に追加注文のキャンセルを受け付けが出来かねる場合がございますので予めご了承ください。

※追加購入の費用は発送月の翌月に月額料金と併せてご請求致します

プラン変更手数料

プラン名称	消耗物品	金額
一律	一律	3,000円

※変更受付期間は商品発送月の前月20日までとなり、翌日より適用となります。その期間にて弊社指定の方法にて通知し、受理されたものが対象です。

プランが変更になった場合、変更月から再度1年のご契約となりますのでご留意下さい。

※プランの変更回数の上限は年に2回となります。

解約金

※各プランそれぞれご利用期間ごとに解約金が発生いたします。

※上記月数は発送月を1ヶ月目としての経過月数となります。

その他手数料

項目	金額
初回登録事務手数料	3,000円
請求書発行手数料	300円
料金明細書発行手数料	300円
領収書発行手数料	300円
支払証明書発行手数料	1,000円

決済手数料

支払方法	金額
クレジットカード	0円
口座振替	300円
窓口払い	500円
口座振込	※1

※1やむを得ない理由により振込により支払う場合は、振込手数料は契約者が支払うものとします。

プラン 名称	ご利用 期間	GMIST50	GMIST100	GMIST Kitchen
プランA	1ヶ月目	26,400円	39,600円	42,900円
	2ヶ月目	24,000円	36,000円	39,000円
	3ヶ月目	21,600円	32,400円	35,100円
	4ヶ月目	19,200円	28,800円	31,200円
	5ヶ月目	16,800円	25,200円	27,300円
	6ヶ月目	14,400円	21,600円	23,400円
	7ヶ月目	12,000円	18,000円	19,500円
	8ヶ月目	9,600円	14,400円	15,600円
	9ヶ月目	7,200円	10,800円	11,700円
	10ヶ月目	4,800円	7,200円	7,800円
	11ヶ月目	2,400円	3,600円	3,900円
	12ヶ月目	0円	0円	0円
プランB	1ヶ月目	46,200円	71,500円	74,800円
	2ヶ月目	42,000円	65,000円	68,000円
	3ヶ月目	37,800円	58,500円	61,200円
	4ヶ月目	33,600円	52,000円	54,400円
	5ヶ月目	29,400円	45,500円	47,600円
	6ヶ月目	25,200円	39,000円	40,800円
	7ヶ月目	21,000円	32,500円	34,000円
	8ヶ月目	16,800円	26,000円	27,200円
	9ヶ月目	12,600円	19,500円	20,400円
	10ヶ月目	8,400円	13,000円	13,600円
	11ヶ月目	4,200円	6,500円	6,800円
	12ヶ月目	0円	0円	0円
プランC	1ヶ月目	84,700円	136,400円	139,700円
	2ヶ月目	77,000円	124,000円	127,000円
	3ヶ月目	69,300円	111,600円	114,300円
	4ヶ月目	61,600円	99,200円	101,600円
	5ヶ月目	53,900円	86,800円	88,900円
	6ヶ月目	46,200円	74,400円	76,200円
	7ヶ月目	38,500円	62,000円	63,500円
	8ヶ月目	30,800円	49,600円	50,800円
	9ヶ月目	23,100円	37,200円	38,100円
	10ヶ月目	15,400円	24,800円	25,400円
	11ヶ月目	7,700円	12,400円	12,700円
	12ヶ月目	0円	0円	0円

【特定商取引法に関する表記】

事業者の名称	株式会社メディアコネクト
住所	大阪府大阪市西区北堀江2-17-15
連絡先	カスタマーサポート窓口 06-6535-7961
会員資格・対象物件	本サービスを享受することができる方は、利用規約に同意の上弊社所定の加入申込み手続きを行い、弊社が会員資格の有無の確認後、適格と判断しその旨を通知した個人とします。
料金	別紙料金表参照
料金の支払方法・支払時期	・口座振替 毎月27日引き落とし(土日祝の場合は翌営業日振替) ・クレジットカード払い 支払時期は、各クレジットカードが定める支払期日となります。お客さまが利用されているクレジットカード会社により締日および引き落とし日は異なります。詳細はご利用されているカード会社までご確認ください。
利用開始時期	本サービスの利用開始日は、弊社所定の加入申込み手続きを行い、弊社が会員資格の有無の確認後、適格と判断し物品を弊社より発送した日とします。
返品・交換について	原則クーリング・オフ以外での返品、交換については対応致しかねます。 商品には万全を期しておりますが、万一初期不良が発生した場合は弊社負担にて返品交換いたします。
クーリング・オフについて	1.お客さまは、特定商取引法に規定する訪問販売等により契約の申し込みまたは契約をした場合には、契約書面を受領した日から起算して8日間は、書面により当該契約の申し込みの撤回または解除(以下「クーリング・オフ」といいます。)を行うことができます。 2.お客さまは、弊社が特定商取引法の規定に違反してクーリング・オフを妨げるため、不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、または弊社が威迫したことにより困惑し、これらによって前項の期間を経過するまでにクーリング・オフを行わなかった場合には、改めてクーリング・オフができる旨を記載した書面を弊社より受領した日から起算して8日間を経過するまでは、書面によりクーリング・オフを行うことができます。 3.前各項のクーリング・オフは、お客さまがクーリング・オフに係る書面を発したときにその効力を生じます。 4.クーリング・オフがあった場合において、弊社は、クーリング・オフに伴う損害賠償または違約金の支払いをお客さまに請求することはありません。 5.クーリング・オフがあった場合において、既に当該契約に基づきサービスを利用されたときは、弊社はその料金その他の金銭の支払いを請求することはありません。 6.クーリング・オフがあった場合において、既に料金等がお客さまより支払われているときは、弊社は速やかにその全額を返還するものとします。 7.クーリング・オフがあった場合において、当該利用契約に伴いお客さまの建物その他の工作物等の現状が変更されたときは、お客さまは、弊社に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講じることを請求することができます。 8.契約者がクーリング・オフを行使された場合遅滞なく速やかに送付された機器及び商品を弊社にご返還頂く必要がございます。